



ゼロエネルギーで、暮らそう。

令和**5**年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)のうちZEH支援事業)

蓄電システム製品登録

公募要領

令和5年4月

蓄電システム製品登録を申請される皆様へ

蓄電システム製品登録申請者は、虚偽の内容を含む申請をしてはなりません。

その内容に偽りがあることが蓄電システム製品登録後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な申請をしてください。

不正をしたことが明らかになった場合は当該蓄電システムが関連した補助事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、注意してください。

なお、本事業で定める登録基準は、登録対象を選定するための基準であり、対象とする蓄電システムの安全性について一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が担保するものではありません。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてS I Iは一切の責任を負いません。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売した者が責任を負うことをご理解ください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

目次

1. 登録要件について

P. 4

- 1-1. 事業概要 P. 5
- 1-2. 蓄電システム製品登録申請者の要件 P. 7
- 1-3. 登録対象となる蓄電システムの要件 P. 8
- 1-4. 登録に関する注意事項 P. 16

2. パッケージ型番登録の方法

P. 18

- 2-1. 型番登録の概要 P. 19
- 2-2. 登録申請書等 P. 26
- 2-3. 申請の方法 P. 29

3. 蓄電システムの登録移行

P. 30

- 3-1. 登録移行の流れ P. 31
- 3-2. 登録移行に必要な申請書等 P. 34
- 3-3. 申請の方法 P. 36

4. 蓄電システム製品登録申請書 及び添付資料の作成例

P. 37

5. その他資料

P. 56

6. 問合せ先

P. 59

- 6-1. 問合せ先 P. 60

1. 登録要件について

1-1. 事業概要

(1) 趣旨

「気候変動問題への対応」「エネルギー需給構造の抱える問題」という2つの視点を踏まえ、2020年10月、我が国は、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言するとともに、2021年4月、2050年カーボンニュートラルと統合的で野心的な目標として、2030年度温室効果ガスを2013年から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けた挑戦を続けるとの新たな方針が示されました。

これを受けて、2021年10月、「地球温暖化対策計画」及び「第6次エネルギー基本計画」が策定され、住宅の省エネルギー性能の向上等を図るとともに、国民が地球温暖化問題を自らの問題として捉え、ライフスタイルを不断に見直し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策、エネルギー管理の徹底に努めることを促す脱炭素型ライフスタイルへの転換を図っています。

また、「地球温暖化対策計画」において「2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」とする政策目標が設定されたことを受け、住宅・建築物分野での省エネ対策を加速するべく、2022年6月、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」が公布されました。

これを受けて、令和5年度においては経済産業省、国土交通省、環境省が連携し、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH（次世代ZEH+、超高層集合住宅）、中小工務店が連携して建築するZEH（ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇）、引き続き供給を促進すべきZEH（注文住宅、建売住宅、低層・中層・高層集合住宅）の促進支援を進めていくことになりました。

本公募要領は、環境省による「令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうちZEH支援事業」において、再生可能エネルギー・システムにより発電された電力を効果的に蓄電し、住宅における電力の自家消費量を増加させる目的で導入される蓄電システムを対象とした製品登録事業をとりまとめたものです。

(2) 補助金名

令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうちZEH支援事業（以下「本事業」という。）

(3) 本事業の補助対象となる蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全てを満たすものとなります。

補助対象となる内容	
①	本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
②	本年度、S I Iに登録された蓄電システムであること。 なお、「令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)のうちZEH支援事業」(以下「令和4年度 ZEH支援事業」という。)に製品登録された蓄電システムも補助対象とします。
③	導入価格(機器費+工事費・据付費)が、蓄電容量1kWhあたり14.1万円以下の蓄電システムであること。
④	蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。
⑤	導入する蓄電システムは新品であること。(詳細は、「令和5年度ZEH支援事業」公募要領を参照すること)

ポイント

- 「令和4年度 ZEH支援事業」で登録済の蓄電システムを、本事業においても登録を希望する者は、登録移行を行うことができます。
- ただし、次ページ以降の要件を満たす機器に限ります。(P31参照)
- 「令和4年度 ZEH支援事業」で既に登録されている製品に改造を加える場合は、原則、新たにパッケージ型番を付番し新規に登録を行ってください。

1-2. 蓄電システム製品登録申請者の要件

蓄電システム製品登録の申請者は、以下の要件を全て満たす製造者等（以下「メーカー」という。）とします。

申請者の要件	
①	製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で販売する者であること。
②	事業及び企業の継続性があること。
③	蓄電システムの法定耐用年数の間、導入する蓄電システムの保障、修理、メンテナンス、サポートを継続対応できる体制を国内に有していること。また、国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付資料に明記すること。
④	使用済み蓄電池について、適切に廃棄又は回収する方法を蓄電システムの添付資料（取扱説明書等）及び、ホームページに明記して使用者（所有者）に示すこと。 ※ 蓄電池部分が分離されるものについては蓄電池部の添付資料（取扱説明書等）に明記すること。
⑤	出荷された蓄電システムのパッケージ型番に付番された製造番号で、設置場所住所等が把握できる社内体制（トレーサビリティが確保できる体制）が法定耐用年数以上に組まれていること。
⑥	自社※ ¹ の蓄電システムに対して保証書、領収書の発行の周知等を行い、本事業の補助事業者が完了実績報告の提出を行う際に添付できること。
⑦	環境省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。また、登録製品の製造にあたり、売買、請負その他の契約をする場合（契約金額100万円未満のものを除く）にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者を相手方とすることはできないので注意すること。 その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者による申請は受け付けない。
⑧	補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付資料に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。

※1 グループ企業内で役割分担又は作業分担する場合は、申請前にS I I に相談すること。

（注1） 登記をしている法人格に限ります。

（注2） 蓄電システムを購入し自社の責任で販売する者は、O E M等企業情報（製品を製造する企業等の情報）と、そのO E M等先との契約書又は覚書等を提出してください。O E M等企業情報については、P 4 6 を参照してください。

1-3. 登録対象となる蓄電システムの要件

(1) 登録の対象範囲

蓄電システムは、蓄電池部、電力変換装置等から構成されるシステムで、登録対象機器を一つのパッケージとして取り扱うシステムとします。登録の対象範囲は以下のとおりとします。

項目		詳細
蓄電システム	蓄電池部※	<ul style="list-style-type: none"> リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により、発生する電気エネルギーを供給する蓄電池とすること。JEM規格で定義された初期実効容量 (P 1 3 参照) の内、計算値と計測値のいずれかが低い方が1.0 kWh以上あること。 定格容量が4,800 Ah・セル未満であること。
	電力変換装置	半導体電力変換装置 (インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等) であること。
	計測・表示装置	他の機器に付随しないものであること。
	筐体	蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器、配線等を収納する箱 (外箱) であり、各種法令により定められた基準に準拠するものであること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 据付け設置できる機器であること。(可搬式の機器は対象外) 系統連系に対応した機器であること。

※ 蓄電池部とは、リチウムイオン蓄電池 (単電池又は組電池) と、これを制御する制御部 (バッテリーマネージメントユニット等) を含む蓄電システムの構成部品です。

(2) 登録の対象となる機器の要件

登録する蓄電システムの機器要件及び各基準は以下のとおりとします。

※ 登録申請する蓄電システムは、原則、申請時に販売※¹していること。

1) 機器要件及び各基準の概要

基準		技術基準	区分
性能及び表示基準		<ul style="list-style-type: none"> 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）に関して、一定の基準を満たすこと。（P 11～P 13参照） 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるモードを有していること。（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外） 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。（P 7、P 10～P 13参照） サイクル試験について、2,000サイクル以上の公的認証を取得していること。 	●
安全基準	蓄電池部	JIS C 8715-2の規格を満足すること。	
	蓄電システム	JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※ ² の規格も可とする。	
	震災対策基準	「単セル」又は「蓄電システム」のいずれかが「震災対策基準」に準拠すること。（P 13を参照）	
保証年数		メーカー保証年数（無償保証に限る）※ ³ 及びサイクル試験（P 11～P 12参照）による性能年数がともに10年以上であること。	
性能基準		<ul style="list-style-type: none"> ECHONET Lite AIF認証を取得していること。※⁴ APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release H以降に準拠していること。 	○

凡例 ●：必須要件 ○：任意要件

(注) JIS認証等は認証機関により有効な認証を受け、維持しているもの（認証維持審査によるものを含む）。該当するJIS等については、次頁表1を参照してください。

※¹ 原則、日本国内で市場流通していること。

※² JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※³ 当該メーカー以外の保証（販売店保証等）は含みません。

※⁴ 蓄電池本体以外にも蓄電システムとして保持しているAIF認証登録番号がある場合は、保持している全てのAIF認証書を提出してください。
(ハイブリッドパワーコンディショナとHEMS間等)

表1 定置用リチウムイオン蓄電システムに関するJIS規格

名称	内容
JIS C 8715-1	産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム 第1部：性能要求事項
JIS C 8715-2	産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム 第2部：安全性要求事項
JIS C 4412	低圧蓄電システムの安全要求事項
JIS C 4412-1	低圧蓄電システムの安全要求事項 第1部：一般要求事項
JIS C 4412-2	低圧蓄電システムの安全要求事項 第2部：分離形パワーコンディショナの特定制要求事項

※ JIS規格の改定がなされた場合は、最新のJIS規格に準拠するものとする。

2) 性能及び表示基準の詳細

本事業で登録対象となる蓄電システムは、該当製品が次に示す基本性能及び表示基準を満たすことを確認する必要があります。
なお、表示は蓄電池部と蓄電システムのどちらに関する事項であることを明確にしてください。

① 蓄電池部

蓄電池部とは、リチウムイオン蓄電池（単電池又は組電池）と、これを制御する制御部（バッテリーマネジメントユニット等）を含む蓄電システムの構成部品です。

定格容量	「JIS C 8715-1」で定められた方法により、単電池の定格容量を指定すること。定格容量の単位はA hとする。 定格容量は保証値であり、製造事業者は定格容量を下回る単電池を蓄電システムに使用してはならない。また、登録対象となる25個以上の単電池の容量の測定値を提出し、定格容量がこれらの測定値以下に設定されていることを示すこと。 なお、測定条件は、製造事業者の標準条件を用いてもよい。ただし、容量測定時の電流レートは0.2ItA以上の条件とする。また、5時間率放電(0.2ItA)換算データも認める。
公称電圧	単電池の電圧を指定又は同定するために用いられる適切な電圧値を指定すること。
蓄電容量	単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の蓄電容量であること。 蓄電容量を登録対象機器の添付資料に明記すること。蓄電容量の単位はWh、kWh、MWhのいずれかとする。

(注) 定格容量 (A h・セル) の計算は単電池にて行うこと。(メーカーカタログ値とは異なる数値となります) なお、ユニットでのA h電圧の計算は、
定格容量 (A h・セル) の計算には適用不可とする。

また、以下に基づきサイクル試験を行い、Dサイクル試験方法のステップ6で算出される試験後の容量の定格容量に対する割合が60%以上であることを証明する資料(2,000サイクルまでは認証機関、3,650サイクル以上は認証機関又は自社試験)を提出すること。

A	試験を行うための充放電手順	充電に先立ち、単電池を周囲温度 $25 \pm 5^{\circ}\text{C}$ で規定された放電終止電圧まで 0.2ItA 以上 1.2ItA 以下の製造業者が指定した値で放電する。ここで、 $\text{ItA} = \text{定格容量} / 1\text{h}$ とする。特に規定がない限り、単電池を周囲温度 $25 \pm 5^{\circ}\text{C}$ で製造業者が指定する方法で充電する。
B	放電性能試験	単電池を周囲温度 $25 \pm 5^{\circ}\text{C}$ 放電終止電圧まで 0.2ItA 以上 1.2ItA 以下の製造業者が指定した値で放電し、初期の放電容量を測定する。

C	サイクル試験数と性能基準	この試験は、単電池のサイクル試験後の容量が要求以上であることを検証するためのものである。単電池に対して、保証年数に応じたサイクル数をDに示す方法で試験を行うこと。 Dの試験で計測された値が性能基準を上回っている場合、当該年数を性能年数として定めることができる。		
		性能年数	サイクル試験数	性能基準
		10年	3, 650	60%
		11年	4, 015	
		12年	4, 380	
		13年	4, 745	
		14年	5, 110	
		15年以上	5, 475	
D	サイクル試験方法	ステップ1	単電池を周囲温度 $25 \pm 5^{\circ}\text{C}$ で規定された放電終止電圧まで0.2ItA以上1.2ItA以下の製造業者が指定した値で放電する。	
		ステップ2	単電池を周囲温度 $25 \pm 5^{\circ}\text{C}$ で製造業者が指定する方法で充電する。	
		ステップ3	単電池を、所定の終止電圧まで、 $25 \pm 5^{\circ}\text{C}$ 、0.2ItA以上1.2ItA以下の製造業者が指定した値で放電しなければならない。 (この終止電圧は、システムでの充放電範囲を想定した製造業者が指定する終止電圧とする。) 製造業者が、短時間で試験を実施するために1.2ItA以上の製造業者が指定した値の放電電流を用いてもよい。	
		ステップ4	ステップ2とステップ3は、保証年数に応じた回数を繰り返さなければならない。	
		ステップ5	Bにしたがい、サイクル試験後の容量を測定する。	
		ステップ6	ステップ5で測定した容量のBで測定した初期の放電容量に対する割合を算出すること。 ただし、下記の算出については許容する。 ・ ステップ3を2000回以上繰り返した際の劣化曲線より、性能基準を満足する性能年数を算出すること。 ・ 所定サイクル試験数を満たしたサイクル性能を有する蓄電池に、一部変更を行った蓄電池においては、ベースとなる蓄電池のサイクル性能を参考にして性能年数を算出すること。	
		ステップ7	サイクル試験終了。	

② 蓄電システム

蓄電システムとは、蓄電池部とインバータ等の半導体電力変換装置等からなるシステムです。

定格出力	認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付資料に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。
初期実効容量	製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人 日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM 1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること) 製造業者は、自社ホームページ、カタログ、製品仕様書等に次のように表示すること。 初期実効容量 X.XkWh (JEM 1511による)

3) 震災対策基準の詳細

単セル試験	SAE J2464 NOV 2009 ^{※1} に規定されている試験項目 4. 3. 3 釘刺試験、4. 3. 6 圧壊試験を実施する。ただし、単セルの充電状態は満充電とすること。また、釘刺試験、圧壊試験において、貫通・変形後の経過観察時間は1時間とする。判定基準は、発煙なし、発火なし、破裂なし、とする。なお、試験数は5個とし全て判定基準に適合すること。
蓄電システム試験	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電システムの筐体天面に対して、平板で50kNの圧力を掛け(保持時間:10分間)、加圧したままの状態、筐体に変形しないことを確認すること。判定基準は、蓄電システムの筐体が、天面・底面間で変形しないこととする。ただし、1%以内の変形は許容範囲とする。なお、試験数は1個とする。 機器の設置は耐震支持(アンカーボルト等)の対策を講ずることを推奨する。

※1 SAE J2464 NOV2009, SAE International Surface Vehicle Recommended Practice, (R) Electric and Hybrid Electric Vehicle Rechargeable Energy Storage System, 2009-11 (http://standards.sae.org/j2464_200911/)

(3) パッケージ型番の付番

複数の機器の組合せで構成される蓄電システムを販売する場合、構成機器（蓄電池部、電力変換装置等）の組合せごとにパッケージ型番を付番し販売できること。

- ① 登録対象範囲（パッケージ型番に含めることができる機器等）は蓄電システム本体と、それに付随する付帯設備とする。
(P 8 参照)
- ② 組合せる機器ごとに、それぞれ型番・製造番号等が付番される場合も、必ず機器の組合せごとにパッケージ型番を付番して申請すること。
- ③ 構成する機器が異なる場合は、組合せごとにパッケージ型番を付番すること。類似する構成機器（ケーブルの長さ、リモコンの種別等）による違いであっても、組合せごとにパッケージ型番を付番すること。
- ④ 原則、登録するパッケージ型番ごとに製造番号を付番し、そのパッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が印字された保証書・出荷証明書等を発行できること。
※ 登録するパッケージ型番の保証書等の発行ができない場合、本事業の登録対象外となる場合があります。
- ⑤ 原則、登録するパッケージ型番ごとに製造番号を付番し、そのパッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が打刻された銘板を本体機器に貼付できること。
※ 登録するパッケージ型番の銘板を本体機器に貼付できない場合、本事業の対象外となる場合があります。

③パッケージ型番の付番方法

認められる組合せ例

パッケージ型番【ABC】

蓄電池部	a a a
------	-------

電力変換装置	b b b
--------	-------

リモコン	c c c
------	-------

認められない組合せ例

パッケージ型番【DEF】

蓄電池部	a a a
------	-------

電力変換装置	b b b
--------	-------

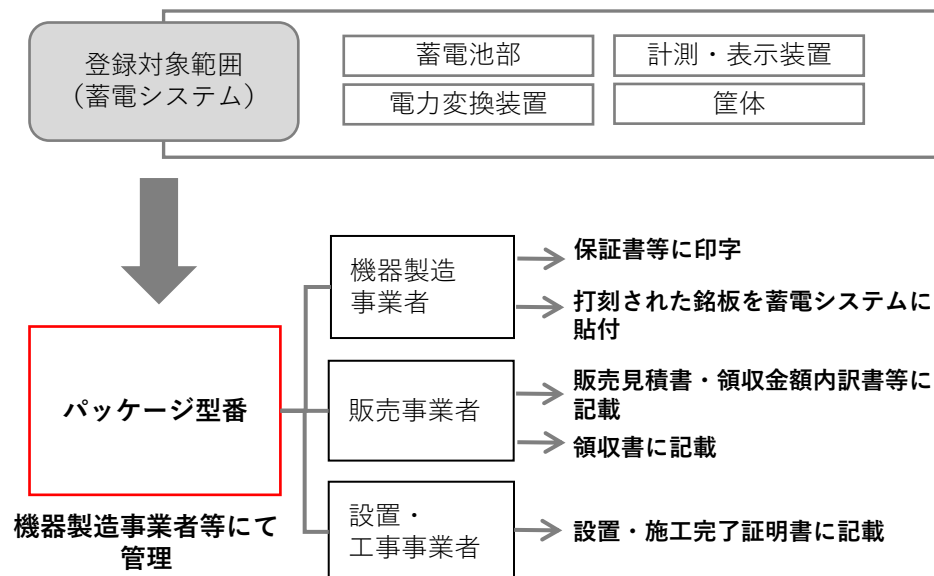
リモコン	c c c
------	-------

or

リモコン	d d d
------	-------

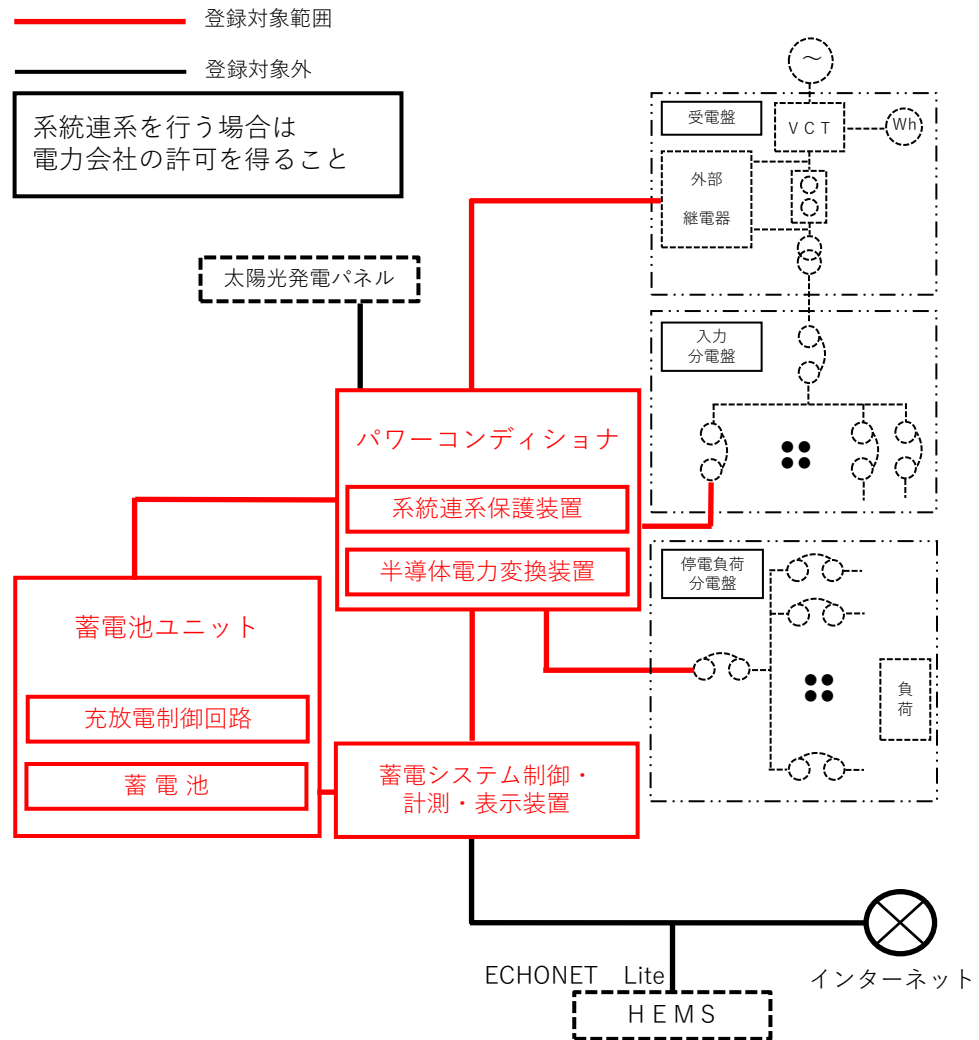
※この場合は、a a a / b b b / c c c、
a a a / b b b / d d d とそれぞれ別の
パッケージ型番を付番すること。

⑤パッケージ型番の付番イメージ

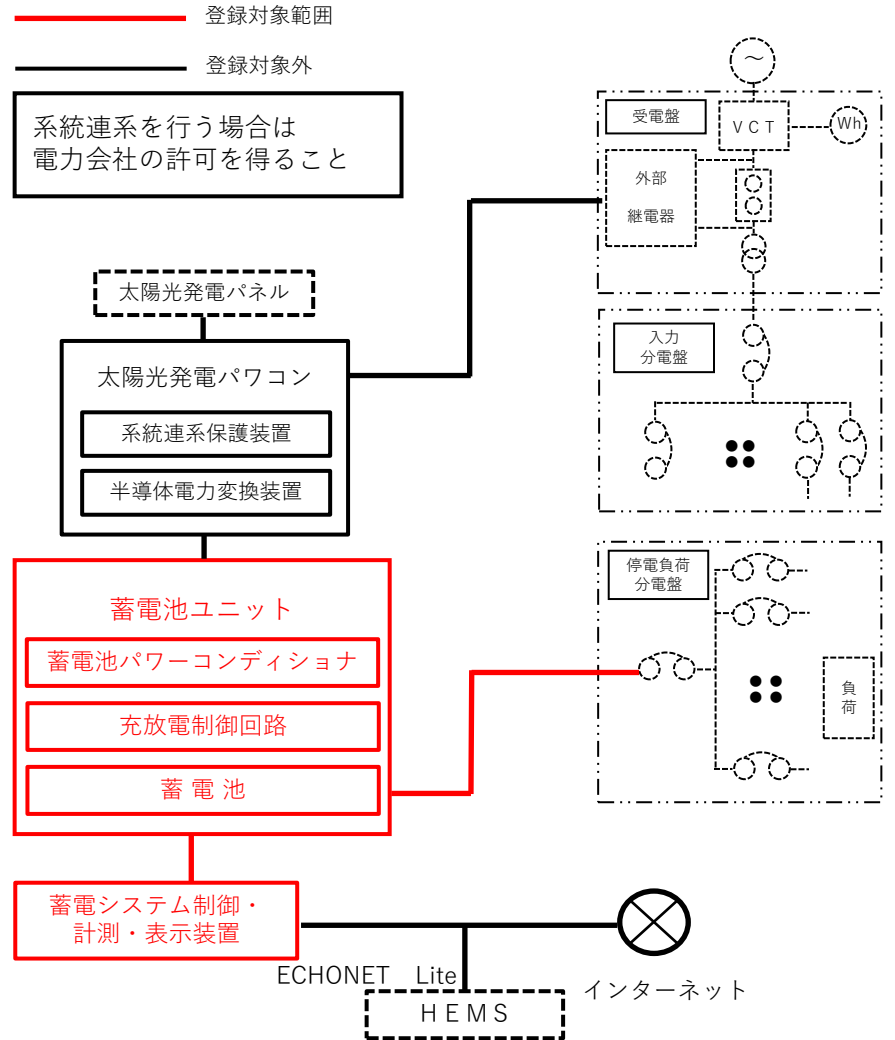


● パッケージ型番申請許可範囲の例

系統連系方式蓄電システム (DCハイブリッド型)



系統連系方式蓄電システム (非ハイブリッド型)



(注1) 蓄電システムに必要な接地端子までは登録対象範囲とする。

(4) 登録対象外となる蓄電システム

以下の蓄電システムは、本事業において登録対象外とする。

- 本事業の登録要件を満たさない機器。
- 令和4年度 ZEH支援事業の登録製品で本事業への登録移行対象外となる製品。

1-4. 登録に関する注意事項

蓄電システムの登録を希望するメーカーは、特に以下の点に留意してください。
また、登録申請書の提出をもって下記①～⑯の事項に同意したものとみなします。

- ① 登録の際は、間違いがないよう十分注意し、S I Iのホームページ掲載後、万一、間違いが見つかった場合は、各社の責任で対応を行うこととする。
- ② 登録申請する蓄電システムは、原則、申請時に販売※していること。
- ③ 申請された内容に変更（製品に係る性能、仕様、ファームアップ、担当者情報等含む）及び廃番があった場合は、速やかにS I Iへ報告を行うこと。変更の内容についてS I Iが適切でないと判断した場合は、S I Iの指示にしたがうこと。
- ④ 対象製品の広報に関して、登録された蓄電システムを各社のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等で対象製品として広報することは任意とする。ただし、審査結果が通知される前に、登録された蓄電システムかのような誤解を与える表現を用いることは認められない。対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないように配慮すること。
- ⑤ 本事業で定める登録基準は、登録対象を選定するための基準であり、対象とする蓄電システムの安全性についてS I Iが担保するものではない。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてS I Iは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売したメーカーが責任を負うこと。
- ⑥ 導入した蓄電システムに不具合等（製品の個体差によるものは含まない）が発生した場合は、その対策と対応を進めるとともに、速やかにS I Iへ報告を行うこと。S I Iは、その不具合の内容により文書で報告させることができるものとする。また、不具合等により蓄電システムの交換を行う場合は、未使用品を使用すること。

- ⑦ S I Iは、蓄電システムの恒常的な安全を促すために、必要に応じてメーカーへの立入検査ができる。メーカーは、S I Iからの検査の求めに応じなければならない。また、S I Iは、検査の結果に応じてそのメーカーの指定製品を対象外とする場合がある。
- ⑧ 製品登録を行ったメーカーは、製品登録の申請資料全てについて、その一式を本事業の終了後から最低5年間保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力すること。
- ⑨ 製品登録を行うメーカーにおいて、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。S I Iにより虚偽が認められた場合、S I Iは当該メーカーに対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告させることができるものとする。
- ⑩ 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、S I Iが審査のために必要であると認められるときは、当該蓄電システム及び関連資料の提出を命じ、メーカーの工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ⑪ 前項によりメーカーに不正行為があったと認められたときは、蓄電システムの登録を取消すとともに、メーカーの名称及びその内容を公表する場合がある。
- ⑫ 補助金受給に係る不正行為について、メーカーの関係者の関与がS I Iにより認められた場合、その事業者の蓄電システムを全て登録対象外とする場合がある。
- ⑬ 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に本事業の補助金が交付されているときには、S I Iはメーカーに対して期限を付して当該補助金相当額を請求できるものとする。
- ⑭ 蓄電システムの輸送及び取り扱いについては、建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、十分な対策のもと慎重に行うこと。
- ⑮ 製造元、輸入元等と蓄電システムの登録申請を行うメーカーとの間に生じる問題等に関しては、S I Iは一切の責任を負わないものとする。
- ⑯ 環境省が利用目的（蓄電システムの価格の分析等）を明らかにした上で、蓄電システム等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。

※ 原則、日本国内で市場流通していること。

2. パッケージ型番登録の方法

2-1. 型番登録の概要

(1) 目的

本事業の補助対象となる蓄電システムのパッケージ型番登録を行う目的は、あらかじめ登録することで申請者に対して製品選定や事務手続等の便宜を図るとともに、完了実績報告の審査において、補助対象機器の導入が適切に行われていることを効果的に確認できるためです。

(2) メーカーコード発行申請について

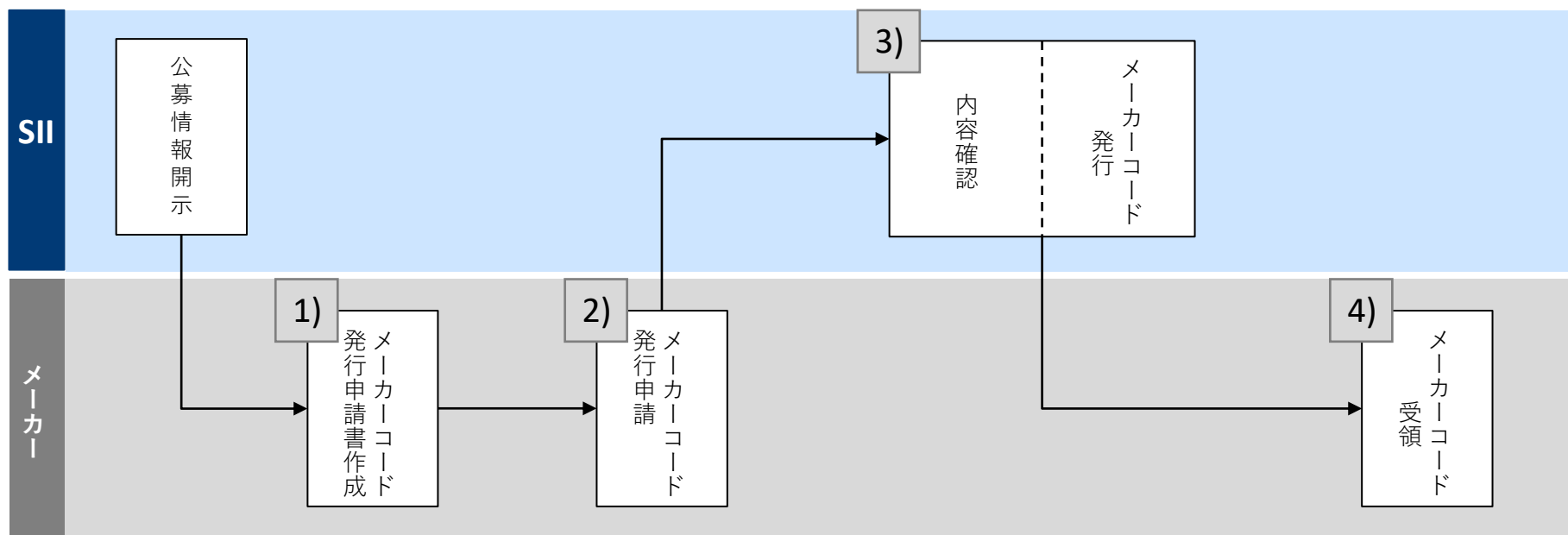
蓄電システムの登録を希望するメーカーは、初回の製品登録申請前に、「メーカーコードの発行申請」を行うことが必要となります。メーカーコード発行申請期間内に、以下の手順でメーカーコード発行申請を行い、メーカーコードを受領してください。

※ 蓄電システム製品登録申請者の要件を満たしているかを確認する場合があります。(P7参照)

メーカーコード発行申請期間：2023年4月6日(木) ~ 2023年11月10日(金) 17時

(注) 「令和4年度 ZEH支援事業」でメーカーコードを取得しているメーカーは、同じメーカーコードの継続使用が可能です。
(本事業で新たなメーカーコード発行申請は不要です)

メーカーコードの発行申請



1) メーカーコード発行申請書作成

S I I ホームページ (https://sii.or.jp/moe_zeh05/battery/) から「メーカーコード発行申請書」をダウンロードし、メーカーコード発行申請書に必要な情報を入力してください。

2) メーカーコード発行申請 (メール送信)

メーカーコード発行申請書を **PDF形式** で S I I (以下メール送信先) に提出してください。

また、以下の資料も合わせて **PDF形式** で添付して提出してください。

- 日本国内で販売していることを証明できる資料 (出荷原票、出荷証明書等)
- 直近1期分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書)

メール送信先	zeh_lib@sii.or.jp
メールタイトル	メールタイトルは「 蓄電システム製品登録メーカーコード発行申請/メーカー名 」としてください。 例) 蓄電システム製品登録メーカーコード発行申請/ (株) ○○蓄電システム工業
メール本文の 必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> • メーカーコードの発行を希望する旨 • メーカーの名称 • 担当者名
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> • メーカーコード発行申請書 • 日本国内で販売していることを証明できる資料 (出荷原票、出荷証明書等) • 直近1期分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書)

3) 内容確認とメーカーコード発行

S I I は、申請内容を確認後、メーカーへ固有のメーカーコードを速やかにメールにて発行・付与します。

「メーカーコード」と「登録申請するパッケージ型番」について

- 各企業に固有なメーカーコード（3桁もしくは4桁）をS I Iが発行します。
- 原則、重複のないパッケージ型番を設定し、登録申請を行ってください。

メーカーコード (例)		パッケージ型番※1 (例)
L	99	AAA0001BBB

※1 パッケージ型番の付番については、P 14～P 15を参照してください。

4) メーカーコード受領

蓄電システムの登録を希望するメーカーは、受領したメーカーコードを使用して、製品登録の申請を行ってください。（P 22～P 24 参照）

(3) 製品登録の申請方法

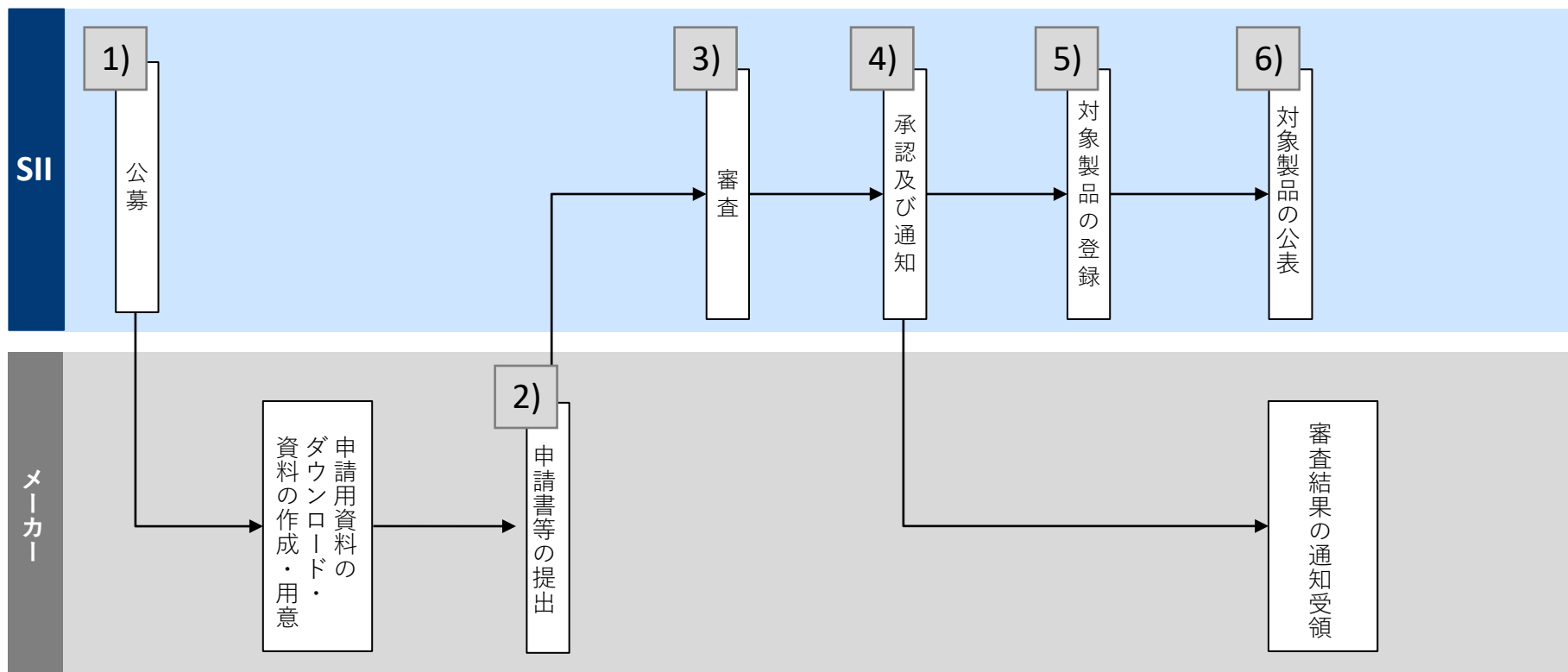
登録対象機器として蓄電システムを登録するためには、下記の手順で、製品の情報をSIIへ申請し、登録要件を満たしているか否かの審査を受け、審査結果の通知を受領することが必要となります。

(注) 「令和4年度 ZEH支援事業」で登録済の蓄電システムを、本事業においても登録を希望する者は、登録移行を行うことができます。ただし、本事業の登録要件を満たす機器に限ります。(P31参照)

ポイント

- 令和5年度より蓄電システムの登録申請は電子申請 (メール提出)になります。
- 申請資料の郵送は不要ですので、ご注意ください。

蓄電システムの製品登録申請



1) 公募

S I Iは、以下の期間に製品登録を公募します。

公募期間：2023年4月6日（木） ～ 2023年12月11日（月） 17時

2) 申請書等の提出

蓄電システムの登録を希望するメーカーは、「蓄電システム製品登録申請書」及び添付資料をメールにてS I Iに提出してください。

(P 2 6～P 2 9参照)

※ 第1回公表日(4月28日)に製品登録の公表を希望する場合は、4月10日(月)17時必着で、申請書等がS I Iに到着するようメールにて送付してください。

※ ただし、申請書等に不備等がある場合は、上記期日までに申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがあるので、注意してください。

3) 審査

S I Iは、公募期間中に申請された蓄電システムについて、登録要件を満たしているか審査します。

※ 審査のためS I Iより追加資料の提出を求められた場合は、その指示にしたがうこと。

4) 承認及び通知

S I Iは、審査の結果、登録対象機器として承認した蓄電システムのメーカーに対して、審査結果を通知します。

5) 対象製品の登録

S I Iは、承認した蓄電システムを、本事業のデータベースに登録します。ただし、登録にあたっては条件をつける場合があります。

6) 対象製品の公表

S I Iでは、登録が完了した蓄電システムをホームページにて、下記の期日に公表します。

第1回公表日：2023年4月28日(金) [4月10日(月) 17時必着]

第2回以降の公表については、月1回を目安に随時S I Iホームページで公開します。

(注1) 個別の問合せについては、一切、応じられません。

(注2) 登録申請からS I Iホームページに公表されるまでに約1か月必要となることを(申請書等に不備が無かった場合)念頭に置いて申請してください。

(注3) 蓄電システム製品登録の公募終了時において、登録要件を満たさない機器は不採択とします。

(注4) 申請書等に不備不足がある場合は、原則受理しませんので、ご注意ください。なお、添付資料一式は必ず副本(データ)を控えとして手元に残してください。

(4) 公表内容

S I I は、登録された蓄電システムをホームページで公表します。公表する内容は以下のとおりとします。

S I I ホームページでの公表項目		補足事項
基本情報	登録日	S I I ホームページで対象製品を公表する日
	メーカー名	製品を製造・輸入等をし、自社の責任で販売するメーカーの名称
	製品名	メーカーのカタログに記載されている製品名称
	パッケージ型番	構成機器（蓄電池部、電力変換装置等）の組合せごとに付番されたパッケージ型番
	ホームページ等のURL	対象製品の詳細が分かるメーカーのホームページURL
	問合せ窓口の電話番号	メーカーの対象製品の問合せ窓口の電話番号
その他	定格出力（系統側）	自社の製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値（認証書に基づく系統側の定格出力値）
	電力変換装置のタイプ	「ハイブリッド」又は「専用」
	初期実効容量	JEM規格で定義された算出方法により計算された値（計算値と計測値の内、いずれか低い方）
	蓄電容量	単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出された値※ ¹
	ECHONET Lite規格	APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョン
ECHONET Lite AIF認証	エコーネットコンソーシアムが規定するアプリケーション通信インターフェイス仕様書に準拠した製品の仕様適合性認証（以下「A I F 認証」という。）への準拠有無	

※¹ 蓄電容量の値については、P 1 1を参照してください。

（注1） S I I が機器要件及び各基準について審査をした結果、対象製品として承認、登録した機器のみを公表します。

2-2. 登録申請書等

以下の申請書等をSIIに提出してください。

No.	資料名	区分	様式	備考	作成例	
①	蓄電システム製品登録申請書	●	定型様式6-1	—	P38 ～ P40	
	企業情報					
	製品登録申請一覧表					
	蓄電システム製品登録誓約書(別紙)					
②	蓄電システム技術情報一覧	●	定型様式6-2	登録する製品が複数ある場合は、申請するパッケージ型番ごとに提出すること	P41 ～ P46	
	システム概要					
	銘板サンプル・保証書等の雛形					
	OEM等企業情報	○				
③	企業登記簿謄本	●	—	3か月以内に発行されたもの	—	
④	社内体制図(トレーサビリティ)等	●	—	社内体制を説明できる資料(自由形式)を提出すること	—	
⑤	性能及び表示基準	●	—	詳細はP28を参照のこと (JIS認証等は認証機関により有効な認証を受け、維持しているもの(認証維持審査によるものを含む))	—	
						ECHONET Lite規格認証書
						ECHONET Lite AIF認証書
						第三者認証機関による個別の製品審査に合格したことを証明する結果報告書等
						表示内容を証明する資料
						サイクル試験の結果を証明する資料
	初期実効容量の計算/計測の結果を証明する資料 ^{※1}					
	安全基準	●	JIS製品認証書及び附属書(蓄電池部)			
			JIS製品認証書及び附属書(蓄電システム)			
第三者認証機関による製品審査に合格したことを証明する震災対策基準確認書						

凡例 ●:提出必須 ○:登録申請を行う申請者が自社で蓄電システムを製造等していない場合は提出必須

No.	資料名	区分	様式	備考	作成例
⑥	OEM等先との契約書又は覚書等	○	—	登録する製品が複数ある場合は、申請するパッケージ型番ごとに提出すること 各製品の性能 ^{※4} が表示されている箇所を、編集ソフト等を用いて赤枠で囲むこと	—
⑦	OEM等先の関係図 ^{※2}	○	—		—
⑧	取扱説明書 ^{※3}	●	—		—
⑨	製品仕様書 ^{※3}	●	—		—
⑩	製品のカタログ又はWebカタログの表紙と該当製品が記載されているページ ^{※3}	●	—	カタログには、製品登録申請一覧表に入力したメーカー、型番、及び各製品の性能 ^{※4} が表示されている箇所を、編集ソフト等を用いて赤枠で囲むこと	—
⑪	日本国内で販売していることを証明できる資料 ^{※5}	●	—	出荷原票、出荷証明書等	—
⑫	工場審査日を証明できる資料	●	—	確認資料として工場審査日を証明できる資料を提出すること	—

凡例 ●：提出必須 ○：登録申請を行う申請者が自社で蓄電システムを製造等していない場合は提出必須

※1 初期実効容量の結果を証明する資料は、定型様式6-2に示すように第三者認証又は、製造者等試験での資料を提出すること。

※2 蓄電システム製品登録申請者とOEM等先並びに第三者認証等を取得している企業との関係を説明できる資料（自由形式）を提出すること。

※3 原則、取扱説明書、製品仕様書、カタログのいずれかに「再生可能エネルギー蓄電モード」（P9参照）の動作を説明する表記があること。

※4 定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス、修理保証、再生可能エネルギー蓄電モードを有することが確認できる表示、メーカー保証年数等を指します。（P7、P9～P13参照）

※5 自社が委託する管理倉庫等への出荷は市場流通とは認めません。

第三者認証証憑等について

第三者認証証憑等の提出資料の詳細は以下とします。

登録する型番（パッケージ型番）ごとに以下の資料を提出してください。

- (注1) 登録を行う申請者が自社で製造等していない場合、OEM等先の第三者認証証憑等でも可とします。
- (注2) JIS認証等は認証機関により有効な認証を受け、維持しているもの（認証維持審査によるものを含む）を提出してください。
- (注3) 登録対象機器の公表後～本事業の終了までにJIS認証等を更新した場合、更新された認証書及び、附属書を速やかにSIIへ提出してください。
- (注4) 提出資料が日本語以外の場合は、原則、日本語の解説書を添付してください。
- (注5) JIS規格の改定がなされた場合は、最新のJIS規格に準拠するものとする。

基準	資料名	区分	規格等
性能 及び 表示 基準	ECHONET Lite規格認証書 ^{※1}	●	ECHONET Lite規格
	ECHONET Lite AIF認証書 ^{※2}	○	ECHONET Lite AIF認証を取得し、APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定ReleaseH以降に準拠していること。
	第三者認証機関 ^{※3} による個別の製品審査に合格したことを証明する結果報告書等	●	蓄電容量、定格容量、定格出力に関して、一定の基準を満たすこと。(P11、P13参照)
	表示内容を証明する資料 (カタログ、製品仕様書、ユーザーマニュアル等)		保有期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。(P7、P9又はP10～P13参照)
	サイクル試験の結果を証明する資料 ・ 2,000サイクルまでの試験は認証機関の発行する資料 ・ 3,650サイクル以上は、認証機関の発行する資料又は自社試験資料		繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）について、所定の表示がなされていること。
初期実効容量の計算/計測の結果を証明する資料	初期実効容量について、所定の表示がなされていること。		
安全 基準	JIS製品認証書及び附属書（蓄電池部）	●	JIS規格製品 JIS C 8715-2
	JIS製品認証書及び附属書（蓄電システム）		JIS規格製品 JIS C 4412 ^{※4}
	第三者認証機関 ^{※3} による製品審査に合格したことを証明する震災対策基準確認書		「単セル」又は「蓄電システム」のいずれかが「蓄電システムの震災対策基準」に準拠すること。(P14参照)

凡例 ●：提出必須の資料 ○：任意提出の資料

※1 一般社団法人 エコネットコンソーシアムが認定する認証機関であること。

※2 蓄電池本体以外においても蓄電システムとして保持しているAIF認証登録番号がある場合は、保持している全てのAIF認証書を提出してください。
(ハイブリッドパワーコンディショナとHEMS間等)

※3 電気用品安全法 国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

※4 電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2の認証も認める。

なお、JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

2-3. 申請の方法

令和5年度より、蓄電システム製品登録における申請資料の提出方法が**電子申請（メール提出）**へと変更になります。
資料の作成・提出方法の詳細についてはSIIホームページ（https://sii.or.jp/moe_zeh05/battery/）に掲載されている「蓄電システム製品登録申請における提出資料作成方法.pdf」を参照してください。

(1) 申請書等の提出先

申請書等をSII（以下メール送信先）に提出してください。

（注）提出資料に不備・不足等がある場合は、原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

メール送信先	zeh_lib@sii.or.jp
メールタイトル	メールタイトルは「 R5【メーカーコード】メーカー名_登録申請 」としてください。 例) R5【L99】〇〇メーカー_登録申請
メール本文の 必要記載事項	<ul style="list-style-type: none">製品数申請するパッケージ型番の一覧
添付資料	<ul style="list-style-type: none">申請書等を格納したZIPファイル ※メールサービスによってはメールへ直接添付可能なデータ容量に制限がある可能性があるため、 ファイル転送サービスの活用を推奨します。

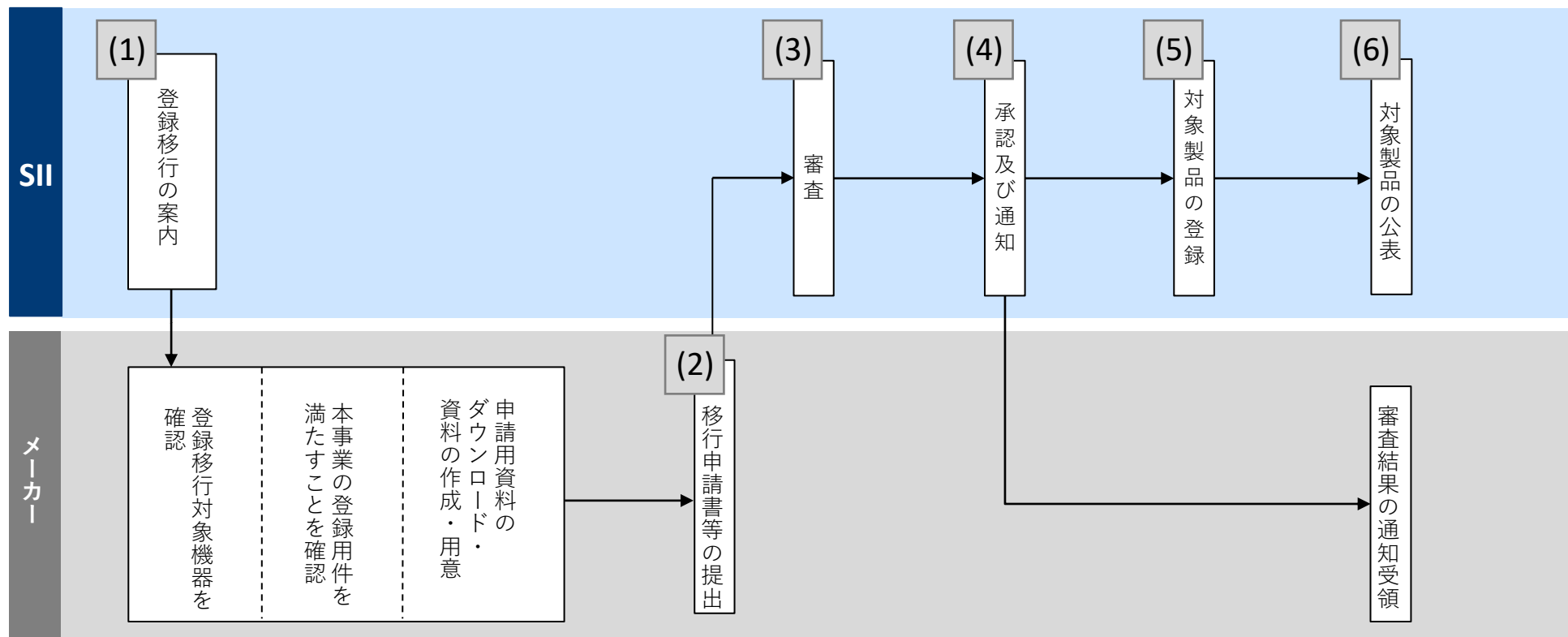
3. 蓄電システムの登録移行

本事業では、申請者や市場に混乱を与えることなく、速やかに対象機器の公表を行う観点から、「令和4年度 ZEH支援事業」にて登録を受け、かつ、本事業の登録対象に該当する蓄電システムについて、所定の手続きを行った上で登録を認める「登録移行」を受付けます。
なお、初登録から3年以上が経過し、かつ直近3年間SIIで執行する類似事業を含めて1件も補助事業への採用のない蓄電システムは登録移行の対象外とする。

3-1. 登録移行の流れ

登録済み蓄電システムとして移行するためには、下記の手順で、SIIへ登録移行申請し、審査、承認を受け、審査結果の通知を受領することが必要となります。

蓄電システムの製品登録移行申請



(1) 登録移行の案内

S I I は当該メーカーへ、蓄電システム製品登録移行の対象製品を記載した「登録移行対象製品リスト」をメールで送付します。
なお、登録移行は以下の期間で受け付けます。

公募期間：2023年4月6日(木) ～ 2023年9月29日(金) 17時

ポイント

- 令和5年度より蓄電システムの登録移行申請は電子申請(メール提出)になります。
- 申請資料の郵送は不要ですので、ご注意ください。

(2) 移行申請書等の提出

- 登録移行を希望するメーカーは、S I I より送付されたメールの情報を確認し、「蓄電システム製品登録移行申請書」及び添付資料をメールにてS I I に提出してください。(P 34～P 35参照)
- 製品の登録内容に変更がある場合、変更届とその内容を証明する添付資料を同時提出してください。なお、製品仕様に影響のある変更については、登録移行ではなく新規の登録となりますので注意してください。(P 22参照)
- 登録移行の対象がない場合、資料の作成・送付は不要です。また、廃番製品は、登録移行できません。
※ 第1回移行公表日(6月30日)に製品登録の公表を希望する場合は、5月2日(火)17時必着で申請書等がS I I に到着するようメールにて送付してください。
※ 申請書等に不備不足がある場合は、原則受理しませんので、ご注意ください。なお、添付資料一式は必ず副本(データ)を控えとして手元に残してください。
※ 申請書等に不備不足がある場合は、上記期日までに申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがあるので、注意してください。

(3) 審査

S I I は、移行期間中に申請された蓄電システムについて、登録要件を満たしているか審査します。
※ 審査のためS I I より追加資料の提出を求められた場合は、その指示にしたがうこと。

(4) 承認及び通知

S I I は、審査の結果、登録対象機器として承認した蓄電システムのメーカーに対して、審査結果を通知します。

(5) 対象製品の登録

S I I は、承認を受けた蓄電システムを、本事業のデータベースに登録します。ただし、登録にあたっては条件をつける場合があります。
※ 登録後、過去2年間S I I が執行する補助事業に採用実績のない製品に関して、警告又は登録の取り消しを行う場合があります。

(6) 対象製品の公表

S I I では、登録が完了した蓄電システムを、下記の期日に公表します。

第1回移行公表日：2023年6月30日(金) [5月2日(火) 17時必着]

第2回以降の公表スケジュールについては、S I I ホームページをご確認ください。

※ 個別の問合せについては、一切、応じられません。

※ 登録申請からS I I ホームページに公表されるまでに約1か月必要となることを(申請書等に不備が無かった場合)念頭に置いて申請してください。

3-2. 登録移行に必要な申請書等

以下の申請書等をS I Iに提出してください。

No.	資料名		区分	様式	備考	作成例
①	蓄電システム製品登録移行申請書		●	定型様式6-3	—	P47 ～ P49
	企業情報					
	製品登録移行申請一覧表					
	蓄電システム製品 登録移行誓約書 (別紙)					
②	蓄電システム技術情報一覧		●	定型様式6-4	登録する製品が複数ある場合は、申請するパッケージ型番ごとに提出すること	P50 ～ P55
	システム概要					
	銘板サンプル・保証書等の雛形					
	OEM等企業情報		○			
③	企業登記簿謄本		●	—	3か月以内に発行されたもの	—
④	社内体制図 (トレーサビリティ) 等		●	—	社内体制を説明できる資料 (自由形式) を提出すること	—
⑤	性能及び表示基準	ECHONET Lite規格認証書 ^{※1}	●	—	詳細はP29を参照のこと (JIS認証等は認証機関により有効な認証を受け、維持しているもの (認証維持審査によるものを含む))	—
		ECHONET Lite AIF認証書 ^{※1}	○			
		第三者認証機関による個別の製品審査に合格したことを証明する結果報告書等	●			
		表示内容を証明する資料				
		サイクル試験の結果を証明する資料				
		初期実効容量の計算/計測の結果を証明する資料 ^{※2}	●			
	安全基準	JIS製品認証書及び附属書 (蓄電池部)	●			
		JIS製品認証書及び附属書 (蓄電システム)				
第三者認証機関による製品審査に合格したことを証明する震災対策基準確認書						

凡例 ●：提出必須 ○：登録移行する蓄電システムについて、申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出必須

No.	資料名	区分	様式	備考	作成例
⑥	OEM等先との契約書又は覚書等	○	—	登録する製品が複数ある場合は、申請するパッケージ型番ごとに提出すること 各製品の性能 ^{※5} が表示されている箇所を、編集ソフト等を用いて赤枠で囲むこと	—
⑦	OEM等先の関係図 ^{※3}	○	—		—
⑧	取扱説明書 ^{※4}	●	—		—
⑨	製品仕様書 ^{※4}	●	—		—
⑩	製品のカタログ又はWebカタログの表紙と該当製品が記載されているページ ^{※4}	●	—	カタログには、製品登録移行申請一覧表に入力したメーカー、型番、及び各製品の性能 ^{※5} が表示されている箇所を、編集ソフト等を用いて赤枠で囲むこと	—
⑪	工場審査日を証明できる資料	●	—	確認資料として工場審査日を証明できる資料を提出すること	—
⑫	蓄電システム製品登録変更届	該	—	登録移行する製品に変更がある場合は、提出すること	P 5 8

凡例 ●：提出必須 ○：登録移行する蓄電システムについて、申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出必須。

該：「令和4年度 ZEH支援事業」で提出したものから変更・追加等があった場合のみ提出すること。

※1 「令和4年度 ZEH支援事業」において、ECHONET Lite規格情報又はその他認証情報（A I F 認証等）をファームアップ対応予定として登録している製品を、本事業に登録移行する場合は、必ず変更届にて移行時の情報の届出をすること。

※2 初期実効容量の結果を証明する資料は、定型様式6-4に示すように第三者認証又は、製造者等試験での資料を提出すること。

※3 蓄電システム製品登録申請者とOEM等先並びに第三者認証等を取得している企業との関係を説明できる資料（自由形式）を提出すること。

※4 原則、取扱説明書、製品仕様書、カタログのいずれかに「再生可能エネルギー蓄電モード」（P9参照）の動作を説明する表記があること。

※5 定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス、修理保証、再生可能エネルギー蓄電モードを有することが確認できる表示、メーカー保証年数等を指します。（P7、P9～P13参照）

3-3. 申請の方法

令和5年度より、蓄電システム製品登録における申請資料の提出方法が**電子申請（メール提出）**へと変更になります。
資料の作成・提出方法の詳細についてはSIIホームページ（https://sii.or.jp/moe_zeh05/battery/）に掲載されている
「蓄電システム製品登録移行申請における提出資料作成方法.pdf」を参照してください。

(1) 申請書等の提出先

申請書等をSII（以下メール送信先）に提出してください。

（注）提出資料に不備・不足等がある場合は、原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

メール送信先	zeh_lib@sii.or.jp
メールタイトル	メールタイトルは「 R5【メーカーコード】メーカー名_移行 」としてください。 例) R5【L99】〇〇メーカー_移行
メール本文の 必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 製品数 申請するパッケージ型番の一覧
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> 申請書等を格納したZIPファイル ※メールサービスによってはメールへ直接添付可能なデータ容量に制限がある可能性があるため、 ファイル転送サービスの活用を推奨します。

4. 蓄電システム製品登録申請書及び 添付資料の作成例

定型様式6-1 (1/2)

定型様式6-1 (1/2)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上 孝 殿

1 2023 年 ○○ 月 ○○ 日

令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)
蓄電システム製品登録申請書

標記の件について、添付の通り製品登録申請します。

企業情報

代表 情報	2 会社名	〇〇〇〇株式会社	3 メーカー コード	L99
	住所	〒 〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 都 〇〇 市 〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号 建物名・部屋番号 (部屋番号は必ずご記入ください) 〇〇〇〇ビル7階		
	代表者名	〇〇 〇〇	電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

連 絡 担 当 者	会社名	〇〇〇〇株式会社	所属	〇〇〇〇〇〇課
	6 担当者	〇〇 〇〇	7 E-mail	〇〇〇〇〇 @ 〇〇.〇〇.〇〇
	住所	〒 〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 都 〇〇 市 〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号 建物名・部屋番号 (部屋番号は必ずご記入ください) 〇〇〇〇ビル7階		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇	8 緊急連絡先 (携帯等)	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	

※SIIからの通知物等の送付や連絡は、基本的に「連絡担当者」へ行う。

※OEM等の製品を登録申請する場合は、定型様式6-2の『OEM等企業情報』を提出すること。

1 提出日を入力してください。

2 会社名を入力してください。

3 メーカーコードを入力してください。

4 都道府県を選択してください。

5 市区町村を選択してください。

6 担当者は問合せ等で確実に対応できる実務担当を入力してください。

7 電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを入力してください。

8 緊急時に連絡が取れる連絡先を入力してください。

定型様式6-1 (2/2)

定型様式6-1 (1/2)

製品登録申請一覧表

■申請蓄電システム一覧		■関係ファイルリンク先				
1	2	3	4	01	02	20
申請No.	製品名	パッケージ型番	企業登記簿謄本	社内体制図 (トレーサビリティ)	蓄電システム製品 登録変更届	

1 定型様式6-2 蓄電システム技術情報一覧の「申請No.」と同じ「申請No.」を入力してください。
※製品ごとの「申請No.」と定型様式6-2 蓄電システム技術情報一覧の「申請No.」が同一でない場合、再提出が必要となりますので注意してください。

2 定型様式6-2 蓄電システム技術情報一覧と同じ製品名を入力してください。

3 定型様式6-2 蓄電システム技術情報一覧と同じパッケージ型番を入力してください。

4 該当ファイルが格納されているリンクを入力してください。
※リンクの入力方法の詳細については、SIIのホームページに掲載されている「蓄電システム製品登録申請における提出資料作成方法」(https://sii.or.jp/moe_zeh05/battery/)をご確認ください。

蓄電システム製品登録誓約書 (別紙)

別紙

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上 孝 殿令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)
蓄電システム製品登録誓約書

私は、蓄電システムの製品登録申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)に提出するに当たって、以下の項目について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

なお、本誓約書は蓄電システム製品登録に関する定型様式6-1(2/2)の製品登録申請一覧表にて、申請した製品が対象で

1 製品登録の要件

令和5年度蓄電システム製品登録の要件をすべて満たすことを確認したうえで、申請します。

2 蓄電システム製品登録申請者としての体制

出荷された蓄電システムのパッケージ型番に付番された製造番号で、設置場所住所等が把握できる社内体制(トレーサビリティが確保できる体制)が法定耐用年数以上に組まれています。

3 JIS等の認証

本製品のJIS等の認証及び、本製品の製造工場のJIS等の工場審査は、いずれも有効期間内であることを誓約します。

4 自社ホームページでの製品掲載

本製品の製品情報は、一般消費者が閲覧できるように自社ホームページ内に公表しています。

5 製品の販売(市場流通)

本製品は、本申請時点で既に販売(市場流通)されている製品です。自社ホームページ内に公表している製品情報は、登録申請する情報と同一です。

6 登録に関する注意事項

令和5年度蓄電システム製品登録の公募要領P16、P17の「登録に関する注意事項」に同意します。

7 登録内容等の変更

SIIに蓄電システムが登録された後に登録内容等(ファームアップ含む)に変更が生じた際は、速やかに変更届及びその内容を証明する添付資料を提出します。

8 誓約事項への同意

以上の誓約事項に虚偽や過誤があった場合は、本製品の製品登録が抹消される場合があることについて同意します。

以上の誓約事項の内容に同意し、申請内容に間違いのないことを確認した上で署名します。

1 2023 年 ○ 月 ○ 日

2 法人名 ○○○株式会社

3 代表者名 代表取締役社長 ○○ ○○

1 申請する日付を入力してください。

2 法人名を入力してください。

3 代表者名を入力してください。

定型様式6-2 (1/6)

定型様式6-2 (1/6) 蓄電システム技術情報一覧

※ 申請するパッケージ型番毎に提出すること。

1 登録申請者※ ○○○○株式会社

申請 2	製品名※ 蓄電システム1	メーカーコード 3 L99	パッケージ型番※ AAAA
------	-----------------	------------------	------------------

■ 蓄電池部

4	単電池情報 (セル)	認証機関	TUV
		認証番号	1234-C9999-1111
		認証日	2023/4/1
		認証取得企業	○○○○株式会社
		工場審査日	2023/3/31
		工場審査日2 (任意)	2023/3/31
		工場審査日3 (任意)	2023/3/31
		単電池型番	BBB
		自社/OEM/部品購入 区分	自社
		安全基準	AAA123456789
		製造工場 (事業所)	○○○○株式会社 ○○工場
		製造工場 (事業所) 2 (任意)	□□□□株式会社 □□工場
製造工場 (事業所) 3 (任意)	△△△△株式会社 △△工場		
単電池名	ABC01		
単電池の定格容量[Ah]	40		
5	蓄電池ユニット情報 (電池ブロック/電池モジュール/ 電池パック)	認証機関	TUV
		認証番号	1234-C9999-1111
		認証日	2023/4/1
		認証取得企業	○○○○株式会社
		工場審査日	2023/3/31
		工場審査日2 (任意)	2023/3/31
		工場審査日3 (任意)	2023/3/31
		蓄電池ユニット型番	AAA0001
		自社/OEM/部品購入 区分	自社
		安全基準	AAA123456789
		製造工場 (事業所)	○○○○株式会社 ○○工場
		製造工場 (事業所) 2 (任意)	□□□□株式会社 □□工場
製造工場 (事業所) 3 (任意)	△△△△株式会社 △△工場		
蓄電池ユニット名	DEF01		
サイクル耐久性 情報	2,000サイクル まで 3,650サイクル 以上	認証機関	JET
		確認資料名	蓄電システム補助対象基準確認書
		確認日	2023/4/1
		認証サイクル数[サイクル]	2000
		保持容量[%]	60
		認証取得企業	○○○○株式会社
		長期サイクル数 (3,650以上) [サイクル]	8000
試験方法 (実測/算出)	実測		
第三者認証/自社試験 区分	第三者認証		

- 1 メーカー名を入力してください。
- 2 自社のカタログ記載の製品名を入力してください。
- 3 申請するパッケージ型番ごとに提出してください。
※複数のパッケージ型番の入力は不可とします。
※構成機器 (蓄電池部、電力変換装置等) の組合せごとにパッケージ型番を付番してください。
- 4
 - 工場審査日 工場「審査日」を入力してください。
 - 単電池型番 単電池の認証書に記載されている型番を入力してください。
 - 単電池の定格容量 「JIS C 8715-1」で定められた方法により、単電池の定格容量を指定してください (定格容量の単位はAhとしてください)。

※単電池での認証を取得していない場合は、単電池情報の認証機関、認証番号、認証日、認証取得企業の入力不要です。

※「工場審査日」、「製造工場 (事業所)」の組合せが複数ある場合は、全て入力してください。
- 5
 - 工場審査日 工場「審査日」を入力してください。
 - 蓄電池ユニット型番 蓄電池ユニットの型番は蓄電池部の認証書に記載されている型番を入力してください。

※「工場審査日」、「製造工場 (事業所)」の組合せが複数ある場合は、全て入力してください。

定型様式6-2 (2/6)

定型様式6-2 (2/6)

■蓄電池システム		
蓄電池システム情報	1 認証機関	TUV
	認証番号	1234-C9999-1111
	認証日	2023/4/1
	認証取得企業	〇〇〇〇株式会社
	工場審査日	2023/3/31
	工場審査日2 (任意)	2023/3/31
	工場審査日3 (任意)	2023/3/31
	自社/OEM 区分	自社
	安全基準	AAA123456789・BBB123456789
	製造工場 (事業所)	〇〇〇〇株式会社 〇〇工場
	製造工場 (事業所) 2 (任意)	□□□□株式会社 □□工場
	製造工場 (事業所) 3 (任意)	△△△△株式会社 △△工場
	蓄電池システム型番	AAAA
	定格出力 (系統側) [kW] ※	2.0
	蓄電池ユニット型番 (単電池型番)	AAAA0001(BBB)
	公称電圧 (単電池) [V]	3.77
	単電池数 [個]	50
2 性能品質基準	電力変換装置のタイプ (ハイブリッド/専用) ※	専用
	蓄電池容量① (計算値) [kWh] ※	7.2
	蓄電池容量② (カタログ公開値) [kWh]	7.0
	定格容量が4,800Ah・セル未満である	未満である
3 初期実効容量 (JEM1511)	第三者認証/製造者等試験 区分	第三者認証
	初期実効容量 [kWh] 計算値	6.5
	計測値	6.3
	本事業で適用する初期実効容量 [kWh] ※	6.3
4 震災対策基準確認書	認証機関	JET
	確認資料名	震災対策基準確認書
	確認日	2023/4/1
	確認取得企業	〇〇〇〇株式会社
試験分類	単電池の釘刺・圧壊	

申請No.: 定型様式6-1 製品登録申請一覧表と紐づく申請No.を入力すること。

蓄電池容量①: 単電池の定格容量、公称電圧、セルの数の積で算出される値 (小数点第二位以下を切り捨て)。

蓄電池容量②: 自社の製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値。

「※」がある項目は、S I I ホームページで公表される情報です。

- 工場審査日 工場「審査日」を入力してください。
 - 蓄電池システム型番 認証書に記載されている型番を入力してください。
 - 定格出力 (系統側) 小数点第二位以下は切り捨てて入力してください。
 - 公称電圧 単電池の電圧を指定又は同定するために用いられる適切な電圧値を指定し、入力してください。

※「工場審査日」、「製造工場 (事業所)」の組み合わせが複数ある場合は、全て入力してください。
- 蓄電池容量① (計算値) 単電池の定格容量、公称電圧、セルの数の積で算出される値を入力してください (小数点第二位以下は切り捨て)。
 - 蓄電池容量② (カタログ公開値) 自社の製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値を入力してください。
- 初期実効容量 小数点第二位以下は切り捨てて入力してください。
 - 本事業で適用する初期実効容量 JEM規格で定義された算出方法により計算された値を入力してください (計算値と計測値の内、いずれか低い方)
- 試験分類 蓄電システムの震災対策試験分類をプルダウンから選択してください。

定型様式6-2 (3/6)

定型様式6-2 (3/6)

■ ECHONET Lite 規格			
1	ECHONET Lite規格情報	認証機関	〇〇機関
		認証番号	1234-C9999-1111
		認証取得企業	〇〇〇株式会社
		認証製品又は部品の型番 (品番)	AAAA
		自社/OEM 区分	自社
		Releaseバージョン ※	H
■ ECHONET Lite AIF 規格			
2	ECHONET Lite AIF認証情報	取得区分 ※	有
		認証番号	1234-C9999-1111
		認証取得企業	〇〇〇株式会社
		AIF仕様書バージョン	1.10
		自社/OEM 区分	自社
■ 保証年数			
3	保証年数情報	メーカー保証年数 (無償)	15年
		サイクル試験による性能年数	15年
		SIに登録する保証年数	15年
■ その他			
4	再生可能蓄電モードを有することが確認できる書類名		製品仕様書
	メーカー希望小売価格(円)		オープン価格
■ メーカー情報			
5	製品情報が確認できるホームページ等のURL ※		http://www.000001.co.jp
	申請者等からの問合せ窓口の電話番号 ※		〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
■ OEMの有無			
5	蓄電システムOEM等の有無		無
	■ 低圧系統連系保護装置等認証の有無		
5	低圧系統連系保護装置等認証の有無		有

「※」がある項目は、SIホームページで公表される情報です。

- 認証製品又は部品の型番 (品番)

申請する蓄電システムに対するECHONET Lite規格の認証を受けたものを入力してください。
 - Releaseバージョン

APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンを入力してください。
- 認証番号

AIF認証を取得している場合は、認証番号を入力してください。
- メーカー保証年数

メーカーが定めた保証年数 (無償保証に限る) を入力してください (当該メーカー以外の保証 (販売店保証等) は含みません)。
- 金額又は「オープン価格」と入力してください。
- 蓄電システム本体がOEMである場合は「有」を選択し、自社で製造等している場合は「無」を選択してください。

定型様式6-2 (4/6)

定型様式6-2 (4/6)

システム概要

■ 申請蓄電システム

申請No.	製品名※	メーカーコード	パッケージ型番※
1	蓄電システム1	L99	AAAA

■ パッケージ型番構成情報

No.	型番	用途
1	AAA	リチウムイオン電池ユニット
2	001	パワーコンディショナー
3	BBBB	蓄電システム制御装置
4		
5		

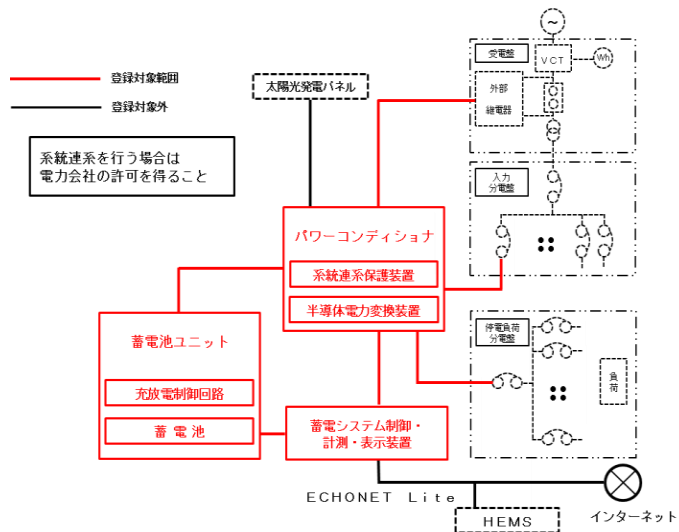
1

1 パッケージ型番を構成する全ての部品について型番と用途を入力してください。

■ 蓄電システム配線系統図

※ 対象となる蓄電システムのパッケージ型番に含まれる範囲は朱書きすること。

※ 系統連系等、ECHONET Lite対応、太陽光発電システム連携がある場合は、接続先までの範囲を入力すること。



定型様式6-2 (5/6)

定型様式6-2 (5/6)

銘板サンプル・保証書等の雛型

■ 申請蓄電システム

申請No.	製品名※	メーカーコード	パッケージ型番※
1	蓄電システム1	L99	AAAA

銘板サンプル

※ パッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が打刻される箇所にマークを入れること。

1 品名 蓄電システム1
型式 AAA0001BBB
製造番号 123456789

1 株式会社 蓄電システム

保証書等の雛型

※ パッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が印字される箇所にマークを入れること。

保証書

<p>【お客様】 お名前：〇〇〇様 ご住所：〇〇県〇〇市・・・</p>	<p>【販売店】 店名：〇〇〇 住所：〇〇県〇〇市・・・</p> <p style="text-align: right;">＜扱番印＞ 印</p>
お引渡し年月日：令和〇年〇月〇日	
<p>1 【品名】 蓄電システム1 【型式】 AAA0001BBB 【製造番号】 123456789 【保証期間】 お引渡し日から〇年間</p>	<p>【構成品情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A A A 012345 リチウムイオン電池ユニット ・ B B B 678910 パワーコンディショナ ・ C C C 121212 蓄電システム制御装置

1 株式会社 蓄電システム
〇〇県〇〇市・・・ 印

1

パッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が印字される箇所にマークを入れてください。

定型様式6-2 (6/6)

- 申請する蓄電システムに対してOEM契約等を締結した企業の情報を1社のみ入力してください。
- 提出する契約書や覚書等と整合性をとるよう入力してください。

定型様式6-2 (6/6)

OEM等企業情報

※『OEM等企業情報』は必要な場合のみ提出すること。

パッケージ型番	AAAA		
---------	------	--	--

■申請するメーカーの情報

会社名	〇〇〇株式会社	メーカーコード	L99
-----	---------	---------	-----

■蓄電システムのOEM等先の情報

会社名	〇〇〇株式会社	支店名	〇〇〇支店
所属	〇〇課	担当者名	〇〇 〇〇
住所	〒 〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇
	〇〇 都	〇〇 市	〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
	建物名・部屋番号 (海外住所の場合はこちらへ入力ください)		
	〇〇〇〇ビル7階		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇		

※1シート1パッケージ型番の情報のみ入力すること。
 ※OEM等企業情報は蓄電システム本体がOEM商品であるものを対象する。
 システムを構成するパーツのOEM情報は不要。
 ※自社で製造等している場合は、OEM等先の情報は空白とすること。

1 都道府県を選択してください。

2 市区町村を選択してください。

3 海外住所の場合は以下のとおりに入力してください。

■蓄電システムのOEM等先の情報

会社名	〇〇〇株式会社	支店名	〇〇〇支店
所属	〇〇課	担当者名	〇〇 〇〇
住所	〒	-	市
	都		
	建物名・部屋番号 (海外住所の場合はこちらへ入力ください)		
	Kosandaisan Building,2-16-7,Ginza,Chuo-ku,Tokyo,Japan,104-0061		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇		

定型様式6-3 (1/2)

定型様式6-3 (1/2)

1 2023 年 ○○ 月 ○○ 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上 孝 殿

令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)
蓄電システム製品登録移行申請書

<同意事項>
(1) 前事業にて登録された登録対象機器を、本事業に移行し継続して登録対象機器とすること。

企業情報

2	会社名	○○○○株式会社	3	メーカー コード	L99
代表 情報	住所	〒 ○○○ ○○○○ ○○ 都 ○○ 市 ○○町○○丁目○○番地○○号 建物名・部屋番号 (部屋番号は必ずご記入ください)			
		○○○○ビル7階			
	代表者名	○○ ○○	電話番号	(○○) ○○○○ - ○○○○	
	会社名	○○○○株式会社	所属	○○○○○○課	
6	担当者	○○ ○○	7	E-mail	○○○○○ @ ○○.○○.○○
連絡 担当者	住所	〒 ○○○ ○○○○ ○○ 都 ○○ 市 ○○町○○丁目○○番地○○号 建物名・部屋番号 (部屋番号は必ずご記入ください)			
		○○○○ビル7階			
	電話番号	(○○) ○○○○ - ○○	8	緊急連絡先 (携帯等)	(○○) ○○○○ - ○○○○

※S I Iからの通知物等の送付や連絡は、基本的に「連絡担当者」へ行う。

1 提出日を入力してください。

2 会社名を入力してください。

3 メーカーコードを入力してください。

4 都道府県を選択してください。

5 市区町村を選択してください。

6 担当者は問合せ等で確実に対応できる実務担当を入力してください。

7 電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを入力してください。

8 緊急時に連絡が取れる連絡先を入力してください。

定型様式6-3 (2/2)

定型様式6-3 (2/2)

製品登録移行申請一覧表

- ※ 登録要件を満たさない製品及び高層が生じた製品は、登録移行できません。
- ※ 登録されている蓄電システムの情報も、会社の責任においてご確認いただけますようお願いいたします。
本事業の登録要件を満たす蓄電システムを指定の上、登録移行に必要な資料を送付してください。
登録移行の対象がない場合、この一覧表を含めて資料の送付は不要です。
- ※ 前事業で既に登録されている製品に改定を加える場合は、原則、新たにパッケージ型番を付与し新規登録してください。
- ※ 本申請では製品の追加を行うことができませんので、新規の登録方法については、公募要項をご参照ください。

■申請蓄電システム一覧		■関係ファイルリンク先				
1	2	3	4	01	02	20
申請No.	製品名	パッケージ型番	企業登記簿謄本	社内体制図 (トレーサビリティ)	蓄電システム製品 登録変更届	

1 定型様式6-4 蓄電システム技術情報一覧の「申請No.」と同じ「申請No.」を入力してください。
※製品ごとの「申請No.」と定型様式6-4 蓄電システム技術情報一覧の「申請No.」が同一でない場合、再提出が必要となりますので注意してください。

2 定型様式6-4 蓄電システム技術情報一覧と同じ製品名を入力してください。

3 定型様式6-4 蓄電システム技術情報一覧と同じパッケージ型番を入力してください。

4 該当ファイルが格納されているリンクを入力してください。
※リンクの入力方法の詳細については、SIIのホームページに掲載されている「蓄電システム製品登録移行申請における提出資料作成方法」(https://sii.or.jp/moe_zeh05/battery/)をご確認ください。

蓄電システム製品登録移行誓約書 (別紙)

別紙

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上 孝 殿令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)
蓄電システム製品 登録移行誓約書

私は、蓄電システム製品の登録移行を一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という)に提出するに当たって、以下の項目について誓約いたします。この制約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

なお、本誓約書は蓄電システム製品登録移行に関する定型様式6-3(2/2)の製品登録移行申請一覧表にて、申請した製品が対象である。

1 製品情報の変更

本製品は、令和4年度蓄電システム製品登録において承認を受けた製品であり、登録情報に変更はありません。

2 蓄電システム製品登録申請者としての体制

出荷された蓄電システムのパッケージ型番に付番された製造番号で、設置場所住所等が把握できる社内体制(トレーサビリティが確保できる体制)が法定耐用年数以上に組まれています。

3 J I S等の認証

本製品のJ I S等の認証及び、本製品の製造工場のJ I S等の工場審査は、いずれも有効期間内であることを誓約します。

4 自社ホームページでの製品掲載

本製品の製品情報は、一般消費者が閲覧できるように自社ホームページ内に公表しています。自社ホームページ内に公表している製品情報は、登録申請する情報と同一です。

5 製品の販売(市場流通)

本製品は、本申請時点で既に販売(市場流通)されている製品です。

6 登録に関する注意事項

令和5年度蓄電システム製品登録の公募要領P16、P17の「登録に関する注意事項」に同意します。

7 登録内容等の変更

S I Iに蓄電システムが登録された後に登録内容等(ファームアップ含む)に変更が生じた際は、速やかに変更届及びその内容を証明する添付資料を提出します。

8 誓約事項への同意

以上の誓約事項に虚偽や過誤があった場合は、本製品の製品登録が抹消される場合があることについて同意します。

以上の誓約事項の内容に同意し、申請内容に間違いのないことを確認した上で署名します。

1 2023 年 ○ 月 ○ 日

2 法人名 ○○○株式会社

3 代表者名 代表取締役社長 ○○ ○○

1 申請する日付を入力してください。

2 法人名を入力してください。

3 代表者名を入力してください。

定型様式6-4 (1/6)

定型様式6-4 (1/6) 蓄電システム技術情報一覧

※ 申請するパッケージ型番毎に提出すること。

1 登録申請者※ ○○○株式会社

申請	製品名※	メーカーコード	パッケージ型番※
1	蓄電システム1	L99	AAAA

■蓄電池部

4 単電池情報 (セル)	認証機関	TUV
	認証番号	1234-C9999-1111
	認証日	2023/4/1
	認証取得企業	○○○株式会社
	工場審査日	2023/3/31
	工場審査日2 (任意)	2023/3/31
	工場審査日3 (任意)	2023/3/31
	単電池型番	BBB
	自社/OEM/部品購入 区分	自社
	安全基準	AAA123456789
	製造工場 (事業所)	○○○株式会社 ○○工場
	製造工場 (事業所) 2 (任意)	□□□株式会社 □□工場
	製造工場 (事業所) 3 (任意)	△△△株式会社 △△工場
単電池名	ABC01	
単電池の定格容量[Ah]	40	
5 蓄電池ユニット情報 (電池ブロック/電池モジュール/電池パック)	認証機関	TUV
	認証番号	1234-C9999-1111
	認証日	2023/4/1
	認証取得企業	○○○株式会社
	工場審査日	2023/3/31
	工場審査日2 (任意)	2023/3/31
	工場審査日3 (任意)	2023/3/31
	蓄電池ユニット型番	AAA0001
	自社/OEM/部品購入 区分	自社
	安全基準	AAA123456789
	製造工場 (事業所)	○○○株式会社 ○○工場
	製造工場 (事業所) 2 (任意)	□□□株式会社 □□工場
	製造工場 (事業所) 3 (任意)	△△△株式会社 △△工場
蓄電池ユニット名	DEF01	
サイクル耐久性 情報	認証機関	JET
	確認資料名	蓄電システム補助対象基準確認書
	確認日	2023/4/1
	認証サイクル数 [サイクル]	2000
	保持容量 [%]	60
	認証取得企業	○○○株式会社
	長期サイクル数 (3,650 以上) [サイクル]	8000
試験方法 (実測/算出)	実測	
第三者認証/自社試験 区分	第三者認証	

- 1 メーカー名を入力してください。
- 2 自社のカタログ記載の製品名を入力してください。
- 3 申請するパッケージ型番ごとに提出してください。
※複数のパッケージ型番の入力は不可とします。
※構成機器 (蓄電池部、電力変換装置等) の組合せごとにパッケージ型番を付番してください。
- 4
 - 工場審査日 工場「審査日」を入力してください。
 - 単電池型番 単電池の認証書に記載されている型番を入力してください。
 - 単電池の定格容量 「JIS C 8715-1」で定められた方法により、単電池の定格容量を指定してください (定格容量の単位はAhとしてください)。
※単電池での認証を取得していない場合は、単電池情報の認証機関、認証番号、認証日、認証取得企業の入力は不要です。
※「工場審査日」、「製造工場 (事業所)」の組合せが複数ある場合は、全て入力してください。
- 5
 - 工場審査日 工場「審査日」を入力してください。
 - 蓄電池ユニット型番 蓄電池ユニットの型番は蓄電池部の認証書に記載されている型番を入力してください。
※「工場審査日」、「製造工場 (事業所)」の組合せが複数ある場合は、全て入力してください。

定型様式6-4 (2/6)

定型様式6-4 (2/6)

■蓄電池システム		
蓄電システム情報	認証機関	TUV
	認証番号	1234-C9999-1111
	認証日	2023/4/1
	認証取得企業	〇〇〇株式会社
	工場審査日	2023/3/31
	工場審査日2 (任意)	2023/3/31
	工場審査日3 (任意)	2023/3/31
	自社/OEM 区分	自社
	安全基準	AAA123456789・BBB123456789
	製造工場 (事業所)	〇〇〇株式会社 〇〇工場
	製造工場 (事業所) 2 (任意)	□□□□株式会社 □□工場
	製造工場 (事業所) 3 (任意)	△△△△株式会社 △△工場
	蓄電システム型番	AAAA
	定格出力 (系統側) [kW] ※	2.0
蓄電池ユニット型番 (単電池型番)	AAAA0001(BBB)	
公称電圧 (単電池) [V]	3.77	
単電池数[個]	50	
性能品質基準	電力変換装置のタイプ (ハイブリッド/専用) ※	専用
	蓄電池容量① (計算値) [kWh] ※	7.2
	蓄電池容量② (カタログ公開値) [kWh]	7.0
	定格容量が4,800Ah・セル未満である	未満である
初期実効容量 (JEM1511)	第三者認証/製造者等試験 区分	第三者認証
	初期実効容量[kWh] 計算値	6.5
	計測値	6.3
	本事業で適用する初期実効容量[kWh] ※	6.3
震災対策基準確認書	認証機関	JET
	確認資料名	震災対策基準確認書
	確認日	2023/4/1
	確認取得企業	〇〇〇株式会社
試験分類	単電池の釘刺・仕壊	

申請No.: 定型様式6-3 製品登録移行申請一覧表と紐づく申請No.を入力すること。

蓄電池容量①: 単電池の定格容量、公称電圧、セルの数の積で算出される値 (小数点第二位以下を切り捨て)。

蓄電池容量②: 自社の製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値。

「※」がある項目は、S11ホームページで公表される情報です。

- 工場審査日 工場「審査日」を入力してください。
 - 蓄電システム型番 認証書に記載されている型番を入力してください。
 - 定格出力 (系統側) 小数点第二位以下は切り捨てて入力してください。
 - 公称電圧 単電池の電圧を指定又は同定するために用いられる適切な電圧値を指定し、入力してください。

※「工場審査日」、「製造工場 (事業所)」の組み合わせが複数ある場合は、全て入力してください。

- 蓄電池容量① (計算値) 単電池の定格容量、公称電圧、セルの数の積で算出される値を入力してください (小数点第二位以下は切り捨て)。
 - 蓄電池容量② (カタログ公開値) 自社の製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値を入力してください。

- 初期実効容量 小数点第二位以下は切り捨てて入力してください。
 - 本事業で適用する初期実効容量 JEM規格で定義された算出方法により計算された値を入力してください (計算値と計測値の内、いずれか低い方)

- 試験分類 蓄電システムの震災対策試験分類をプルダウンから選択してください。

定型様式6-4 (3/6)

定型様式6-4 (3/6)

■ ECHONET Lite規格		
1 ECHONET Lite規格情報	認証機関	〇〇機関
	認証番号	1234-C9999-1111
	認証取得企業	〇〇〇株式会社
	認証製品又は部品の型番 (品番)	AAAA
	自社/OEM 区分	自社
	Releaseバージョン ※	H

■ ECHONET Lite AIF規格		
2 ECHONET Lite AIF認証情報	取得区分 ※	有
	認証番号	1234-C9999-1111
	認証取得企業	〇〇〇株式会社
	AIF仕様書バージョン	1.10
	自社/OEM 区分	自社

■ 保証年数		
3 保証年数情報	メーカー保証年数 (無償)	15年
	サイクル試験による性能年数	15年
	SIに登録する保証年数	15年

■ その他		
4	再生可能蓄電モードを有することが確認できる資料名	製品仕様書
	メーカー希望小売価格[円]	オープン価格

■ メーカー情報		
5	製品情報が確認できるホームページ等のURL ※	http://www.000001.co.jp
	申請者等からの問合せ窓口の電話番号 ※	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

■ OEMの有無		
5	蓄電システムOEM等の有無	無

■ 低圧系統連系保護装置等認証の有無		
5	低圧系統連系保護装置等認証の有無	有

「※」がある項目は、SIホームページで公表される情報です。

- 認証製品又は部品の型番 (品番) 申請する蓄電システムに対するECHONET Lite規格の認証を受けたものを入力してください。
 - Releaseバージョン APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンを入力してください。
- 認証番号 AIF認証を取得している場合は、認証番号を入力してください。
- メーカー保証年数 メーカーが定めた保証年数 (無償保証に限る) を入力してください (当該メーカー以外の保証 (販売店保証等) は含みません)。
- 金額又は「オープン価格」と入力してください。
- 蓄電システム本体がOEMである場合は「有」を選択し、自社で製造等している場合は「無」を選択してください。

定型様式6-4 (4/6)

定型様式6-4 (4/6) システム概要

■ 申請蓄電システム

申請No.	製品名※	メーカーコード	パッケージ型番※
1	蓄電システム1	L99	AAAA

■ パッケージ型番構成情報

No.	型番	用途
1	AAA	リチウムイオン電池ユニット
2	001	パワーコンディショナー
3	BBBB	蓄電システム制御装置
4		
5		

■ 蓄電システム配線系統図

※ 対象となる蓄電システムのパッケージ型番に含まれる範囲は朱書きすること。
※ 系統連系等、ECHONET Lite対応、太陽光発電システム連携がある場合は、接続先までの範囲を入力すること。

登録対象範囲 (Red lines and boxes)
登録対象外 (Black lines and boxes)

系統連系を行う場合は電力会社の許可を得ること

1 パッケージ型番を構成する全ての部品について型番と用途を入力してください。

定型様式6-4 (5/6)

定型様式6-4 (5/6)

銘板サンプル・保証書等の雛型

■ 申請蓄電システム

申請No.	製品名※	メーカーコード	パッケージ型番※
1	蓄電システム1	L99	AAAA

銘板サンプル

※ パッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が打刻される箇所にマークを入れること。

1 品名 リチウムイオン蓄電システム
型式 AAA0001BBB
製造番号 123456789

1 株式会社 蓄電システム

保証書等の雛型

※ パッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が印字される箇所にマークを入れること。

保証書

【お客様】

お名前：〇〇〇様
ご住所：〇〇県〇〇市・・・

【販売店】

店名：〇〇〇
住所：〇〇県〇〇市・・・

<抜者印>

印

お引渡し年月日：令和〇年〇月〇日

1 【品名】 リチウムイオン蓄電システム

【型式】 AAA0001BBB

【製造番号】 123456789

【保証期間】 お引渡し日から〇年間

【構成情報】

・ A A A 012345 リチウムイオン電池ユニット
・ B B B 678910 パワーコンディショナ
・ C C C 121212 蓄電システム制御装置

1 株式会社 蓄電システム

〇〇県〇〇市・・・

印

1

パッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が印字される箇所にマークを入れてください。

定型様式6-4 (6/6)

- 申請する蓄電システムに対してOEM契約等を締結した企業の情報を1社のみ入力してください。
- 提出する契約書や覚書等と整合性をとるよう入力してください。

定型様式6-4 (6/6)

OEM等企業情報

※『OEM等企業情報』は必要な場合のみ提出すること。

パッケージ型番 AAAA

■申請するメーカーの情報

会社名	〇〇〇株式会社	メーカーコード	L99
-----	---------	---------	-----

■蓄電システムのOEM等先の情報

会社名	〇〇〇株式会社	支店名	〇〇〇支店
所属	〇〇課	担当者名	〇〇 〇〇
住所	〒 〇〇 〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
	建物名・部屋番号 (海外住所の場合はこちらへ入力ください)		
	〇〇〇〇ビル7階		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇〇〇	@	〇〇〇〇〇〇〇〇

※1シート1パッケージ型番の情報のみ入力すること。

※OEM等企業情報は蓄電システム本体がOEM商品であるものを対象する。
システムを構成するパーツのOEM情報は不要。

※自社で製造等している場合は、OEM等先の情報は空白とすること。

1 都道府県を選択してください。

2 市区町村を選択してください。

3 海外住所の場合は以下のとおりに入力してください。

■蓄電システムのOEM等先の情報

会社名	〇〇〇株式会社	支店名	〇〇〇支店
所属	〇〇課	担当者名	〇〇 〇〇
住所	〒	都	市
	建物名・部屋番号 (海外住所の場合はこちらへ入力ください)		
	Kosandaisan Building,2-16-7,Ginza,Chuo-ku,Tokyo,Japan,104-0061		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇〇〇	@	〇〇〇〇〇〇〇〇

5. その他資料

メーカーコード発行申請書

1 2023 年 ○ 月 ○ 日

令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)

メーカーコード発行申請書

2	メーカーの名称	〇〇〇〇株式会社
	メーカーの名称(フリガナ)	〇〇〇〇カブシキガイシャ
	担当者名	〇〇 〇〇
	担当者連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	担当者メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

【メーカーコード発行申請に係る確認事項】

No.	確認事項	回答欄	
3 1	公募要領P7の「蓄電システム製品登録申請者の要件」を理解していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	公募要領P9の「登録申請する蓄電システムは、原則、申請時に販売 ^{※1} していること。」が製品登録の要件であることを理解していますか。 ※1 原則、日本国内で市場流通していること。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	蓄電システムの法定耐用年数の間、導入する蓄電システムの保障、修理、メンテナンス、サポートを継続対応できる体制を国内に有していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
4	出荷された蓄電システムのパッケージ型番に付番された製造番号で、設置場所住所等が把握できる社内体制（トレーサビリティが確保できる体制）が法定耐用年数以上に組まれていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4 5	初回の登録申請の時期及び製品数を入力してください。 ※ 未定の場合は、見込みで回答してください。	申請時期	2023年○月頃
		製品数	〇〇 〇〇

1 申請する日付を入力してください。

2 メーカー情報等を入力してください。

3 回答を選択してください。

4 回答を入力してください。

蓄電システム製品登録変更届

1 2023 年 ○ 月 ○ 日

令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)

蓄電システム製品登録変更届

2 会社名 ○○○○株式会社
メーカーコード L99

【入力事項】

- 変更の理由及び備考等：変更の理由及び備考を入力すること。(備考は任意)
※「変更の内容」で「その他」を選択する場合は、変更の内容を具体的に入力すること。
- パッケージ型番：変更対象のパッケージ型番を入力すること。
- 変更の内容：変更の内容をプルダウンにて選択すること。
- 変更情報：変更前及び変更後の情報を入力すること。
- 変更を証明する資料・変更が生じた日：変更を証明する資料名及び変更が生じた日を入力すること。

【提出資料】

- 本変更届に加えて、更新された定型様式、変更を証明する資料もあわせて提出すること。

蓄電システム製品登録の登録後に、下記のとおり登録内容等の変更が生じたので、届出をいたします。

変更の理由及び備考

- ・S I I に登録されている蓄電システムのリンク先URLが変更となったため。
- ・社名変更に伴い、S-JET認証資料の内容を更新したため。
- ・人事異動に伴い連絡担当者が変更となったため。

No.	パッケージ型番	変更の内容 <small>(変更・追加・削除)</small>	変更情報		変更を証明する資料・ 変更が生じた日
			変更前 <small>(申請資料の項目名等：変更前情報)</small>	変更後 <small>(申請資料の項目名等：変更後情報)</small>	
1	DXYZ011PE	リンク先URLの変更	製品情報が確認できる ホームページ 等のURL：http://○○	製品情報が確認できる ホームページ 等のURL：http://△△	変更を証明する資料：自社ホームページ 変更が生じた日：2023年○月○日
2	DXYZ011PE	その他登録製品情報の 変更	蓄電システム情報_認 証日： 2022年○月○日	蓄電システム情報_認 証日： 2022年△月△日	変更を証明する資料：○○証明書 変更が生じた日：2023年○月○日
3	登録されている全型番 (○製品)	連絡担当者の変更	連絡担当者_所属：○ ○	連絡担当者_所属：△ △	変更を証明する資料：本変更届 変更が生じた日：2023年○月○日
4	登録されている全型番 (○製品)	連絡担当者の変更	連絡担当者_担当者： ○○○	連絡担当者_担当者： △△△	変更を証明する資料：本変更届 変更が生じた日：2023年○月○日

4

5

6

1 提出日を入力してください。

2 会社名・メーカーコードを入力してください。

3 登録情報が変更となる理由、補足事項等があれば入力してください。

4 パッケージ型番は、英大文字半角並びに半角数字にて入力してください。連絡担当者情報の変更など、登録されている全てのパッケージ型番が該当する場合は、「登録されている全型番」とし、製品数を入力してください。

5 プルダウンにて変更の内容を選択してください。

6 項目名は定型様式に記載されている項目名を入力してください。変更情報は一行に対して一項目のみ入力してください。

6. 問合せ先

6-1. 問合せ先

TEL	一般社団法人 環境共創イニシアチブ (S I I) ZEH事務局 TEL: 03-5565-4030 ※ 受付時間は、平日の10:00~17:00です。 ※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。
Mail	zeh_lib@sii.or.jp

(注) 25MBを超える添付ファイルは、S I I側で受領できません。

(注) ご利用のメールサービスによってはデータ容量等の制限により、申請資料を直接メールへ添付できない場合があります。

その場合は、ファイル転送サービス等を活用し、申請資料を提出してください。



一般社団法人

環境共創イニシアチブ

Sustainable open Innovation Initiative